

阪南市は、みどり豊かな山々と波静かな海、温暖な気候風土という自然豊かな環境に恵まれています。未来においても恵まれた自然を守り、さらに環境の保護、改善に努め、心のふれあいを大切にする阪南市であるために、全ての市民が主権者として、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うとともに、市民が自らの意思によってまちづくりに参画し、市民相互及び議会や執行機関との役割分担のもと助け合い、自己決定、自己責任による自立した、よりよい阪南市をつくっていくことを基本理念として定めています。



発行 阪南市役所 総務部 市民協働まちづくり振興課
大阪府阪南市尾崎町35-1 TEL 072-471-5678 FAX 072-473-3504

永く学び働き住んで良かったと思える
よりよい阪南市にするために…

阪南市自治基本条例



「阪南市自治基本条例」とはまちづくりを進めていく上での自治の基本理念、基本的なしくみやルールを定めた、最も重要なルールです。平成21年7月1日に施行されました。この条例に沿って、市民の皆さん、議会、行政が力を合わせて、よりよい阪南市をめざします！

5中

イラストは、阪南市立尾崎中学校・鳥取中学校・飯の峯中学校・鳥取東中学校・貝掛中学校の美術部の皆さんに描いていただきました。

自治基本条例ってなに？

「自治基本条例」とは、永く学び働き住んで良かったと思えるよりよい阪南市にするために、市民の皆さんがまちづくりについて自分たちで考えて、決めていくための重要なルールです。

どのような、よりよい阪南市をつくっていくのか（基本理念）、そのとき守るべきことは何か（基本原則）、そのために市民の皆さん・議会・行政は何をすればいいのか（役割や責務）、また、どのように、まちづくりを進めていくのか（参画・協働のしくみなど）を定めています。

市民・議会・行政の役割

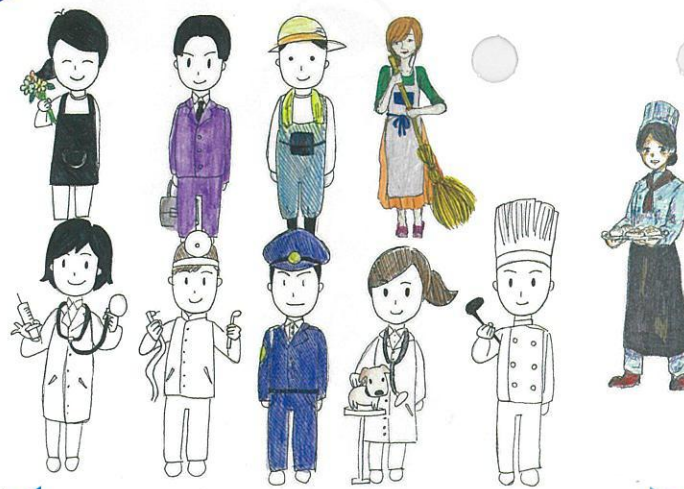
一緒にまちづくりをしていくためには、バラバラに動いていては、よりよいまちはつくれません。

これからは、それぞれがお互いの立場・お互いの特性を理解し協力することが重要です。

まちの主役は市民！

～住みよいまちにするための 取り組みの始まり～

市民



市政の運営や地域の活動に参画する権利と協働する権利、情報を知る権利があります。

- ・地域の行事に参加しよう。
- ・広報やホームページなどで情報を得よう。
- ・人と人とのつながりをつくろう。
- ・市政に参加しよう。

できることから
はじめよう！

議会



議会は、住民を代表して、住民の声を市政に反映させる役割と、市政の運営を監視する役割を担っています。

- ・開かれた議会運営をします。
- ・議会の情報を提供します。

開かれた議会運営のために、情報を積極的に公開しよう！

行政



市長・職員は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に行わなければなりません。

- ・市民に情報提供・共有します。
- ・市民参画・協働の場の整備をします。
- ・市民活動の支援をします。

市政に関する情報を提供するときは、市民の皆さんが理解しやすいように提供しよう！

条例を育てる

目指すまちの姿を市民の皆さん・議会・行政が共有し、一緒になって、この条例に書かれているルールに基づいて、まちづくりに取り組んでいく、つまり、「条例を育てていく」ことが大切です。市民の皆さん・議会・行政が、それぞれの役割を果たして、一緒にまちづくりに取り組んでいくことが、よりよい阪南市にするための取り組みの始まりになります。

市民の皆さん、議会、行政が力を合わせて、まちづくり（条例を育てる）を一緒に進めていきましょう。

ポイント！

3つの原則

参画及び協働の原則

市民、議会及び行政のそれぞれが、お互いの立場や特性を理解し尊重しつつ、お互いに対等な関係に立っているという気持ちを持ちながら、協力することが大切です。

情報共有の原則

市民と議会及び行政がお互いに必要な情報を共有しようとする原則で、参画と協働のまちづくりを行っていくための前提条件です。

財政自治の原則

議会や行政はもちろん、市民も協力し、自分たちの市が行う施策や事業が、適正であるかどうか、効果的であるかどうかを考え、そのうえで、歳入と歳出のバランスがとれているかどうか考える必要があります。